

日本血管外科学会認定血管内治療医制度規則

第1章 総則

(目的・名称)

第1条

1. この制度は、日本血管外科学会（以下「本会」という）が、血管内治療を担当している優れた医師を認定し、血管疾患患者が血管内治療を安心して受けられる環境を作り、国民の福祉に貢献することを目的とする。
2. 本会が認定する血管内治療医は、血管内治療の知識・経験を既に習得し、実施している医師である。
3. 前項において認定する治療医は、日本血管外科学会認定血管内治療医（英文名「Board Certified Endovascular Fellow of the Japanese Society for Vascular Surgery」以下「血管内治療医」という）という。

(運営)

第2条

1. 本会は、この制度の維持・発展と運営に当たるために血管内治療医制度委員会（以下「本委員会」という）を置く。
2. 本委員会は以下の業務を行う。
 - 一、血管内治療医の資格審査
 - 二、血管内治療医の質を維持・向上するための横断的教育・研究プログラムの推進
 - 三、血管内治療医が診療に専念できる環境作りの推進
3. 本委員会の委員長及び委員の選出は、委員会が推薦し、理事長が委嘱する。

第2章 血管内治療医の認定

(認定)

第3条

1. 理事長は、本会が実施する書類審査に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て血管内治療医と認定し、認定証を交付する。
2. 認定料は、別に定める。

(認定申請)

第4条

1. 血管内治療医認定審査は、申請書が提出され次第、随時行う。
2. 申請資格の審査ならびに、認定施行に関する規定は、別に定める。

(申請資格)

第5条

1. 血管内治療医認定を申請する者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。
 - 一、日本国の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
 - 二、日本心臓血管外科専門医、または外科専門医かつ脈管専門医であること。
 - 三、過去に術者 30 例（指導的助手を含む）を含む、血管内治療（末梢動脈疾患に対する血管内治療 30 例を含む）を 50 例経験していること。
 - 四、日本血管外科学会の会員であること。

(申請方法)

第6条

1. 血管内治療医の認定を申請する者は、次に定める書類を提出する。
 - 一、認定医資格認定審査申請書および履歴書（様式指定）
 - 二、血管内治療（末梢血管疾患に限る）50例の手術記録の謄本（表紙のみ様式指定）
2. 審査・受験料は別に定める。

第3章 認定医の資格の喪失

(喪失)

第7条

1. 血管内治療医は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。
 - 一、血管内治療医としての資格を辞退したとき。
 - 二、日本国の医師の資格を喪失したとき。
 - 三、日本血管外科学会の会員の資格を喪失したとき。

(資格停止・取り消し)

第8条

1. 理事長は、血管内治療医としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て血管内治療医の資格を期限つきで停止または取り消すことができる。
2. 議決の前にその血管内治療医に対して弁明の機会を与えなければならない。

第4章 補則

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(細則)

第10条 この規則の施行についての細則は、別に定める。

附則1 この規則は、平成21年会務総会承認時から施行する。

附則2 この規則は、平成25年2月27日より改正する。

附則3 この規則は、平成27年10月29日より改正する。